

川辺町公示第 11 号

川辺農業振興地域整備計画を変更しようとするので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次により縦覧に供する。

当町の住民は、令和6年7月9日までに、当該農業振興地域整備計画の変更案について、町に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、令和6年7月9日の翌日から起算して15日以内に町に異議を申し出ることができる。

令和6年6月24日

川辺町長 佐藤光宏



1. 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和6年6月24日

至 令和6年7月9日

※（開庁日の8:30～17:15）

2. 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

川辺町役場産業環境課 加茂郡川辺町中川辺1518番地4